



国土交通大臣 登録証明事業 不動産コンサルティング技能試験

宅建主任者から、さらにステップアップ！

「不動産コンサルティング技能試験・登録事業」は、(財)不動産流通近代化センターが国土交通大臣の登録を受けて実施する登録・証明事業です。この事業は、不動産コンサルティングを行うために必要な知識及び技能に関する試験に合格し、登録要件を満たした方を「不動産コンサルティング技能登録者」として当センターに登録し「不動産コンサルティング技能登録証」等を交付することにより、一定水準の知識及び技能を有していることを証明するものです。不動産に関するニーズの多様化に伴い、ますます不動産コンサルティング能力の必要性が高まっています。ぜひこの機会にチャレンジし、専門能力を磨いてください。

＜平成23年度「不動産コンサルティング技能試験」実施概要＞

- ◆ 申込受付期間 平成23年8月1日(月)～9月12日(月)
- ◆ 試験日 平成23年11月13日(日)
- ◆ 受験料 30,000円(うち消費税等 1,428円)
- ◆ 試験地 札幌、仙台、東京、横浜、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄
- ◆ 試験内容 ◇ 択一式試験(50問・四肢択一式)
事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目
◇ 記述式試験
【必修】実務、事業、経済の3科目 【選択】金融、税制、建築、法律の中から1科目選択
- ◆ 試験合格基準 択一式及び記述式試験の合計200点満点中、一定以上の得点
- ◆ 合格発表日 平成24年1月10日(火)
- ◆ 受験資格 次の①又は②のいずれかに該当する方
① 宅地建物取引主任者資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方

※なお、技能登録のためには、宅地建物取引主任者資格登録後、不動産に関する5年以上の実務経験、または不動産鑑定士登録後、不動産鑑定に関する5年以上の実務経験を満たすこと等の要件が必要です。

＜受験申込案内書のご請求方法、お問い合わせ＞



受験申込案内書を希望する方は、当センターホームページ、TEL、FAXにてご請求ください。

FAXにて請求される場合は「不動産コンサルティング技能試験申込案内書希望」と明記のうえ、①氏名②郵送先住所(会社への送付希望の場合は会社名)③希望部数④連絡先電話番号を記入し、下記FAX番号に送信してください。

ホームページからのご請求は下記のアドレスへお願いいたします。

(財)不動産流通近代化センター <http://www.kindaika.jp/>
TEL 03-5843-2079 FAX 03-3265-7812 電話受付時間 平日9:30～17:00



不動産コンサルティング 技能登録制度のメリット4

メリット1【報酬】

宅地建物取引業とは分離・独立した業務として報酬が受領できます！

- 不動産コンサルティング業務は、「不動産に関する専門的な知識・技能を活用し、公正かつ客観的な立場から、不動産の利用、取得、処分、管理、事業経営及び投資等について、不動産の物件・市場等の調査・分析等をもとに、依頼者が最善の選択や意思決定を行えるように企画、調整し、提案する業務」です。
- 宅地建物取引業とは分離・独立した業務として報酬を受領することができる要件(すべて満たす)。
 1. 依頼者に対し事前に見積書等により業務範囲・報酬額等を説明し、報酬受領についての理解・納得を得る。
 2. 業務委託契約を締結し、契約書に業務範囲・報酬額等を明示する。
 3. 企画提案書等の成果物を交付し説明する。

★詳細は当センターホームページ
<http://www.kindaika.jp/consul/index.shtml>をご覧ください。

メリット3【PR】

シンボルマークの制定、インターネットによる検索サービスなどPRにも役立ちます！

- 不動産コンサルティング制度シンボルマークは、Real Estate(不動産)のRとConsulting(コンサルティング)のCを組み合わせたラインを配したデザインで、平成17年12月に制定されました。インターネット上から画像をダウンロードし、名刺やパンフレットなどに印刷することができます。また、平成18年9月から同マークを使用したステッカー及び立札を販売しております。



- インターネットによる検索サービスは、一般の方が技能登録者を検索することができるシステムです。登録者の方のコンサルティング業務を広くPRできるツールとなります。すでに3,000人近くの方が登録しています。

★有効な不動産コンサルティング技能登録証を保有する方であれば、シンボルマーク・業務委託契約書の書式例のダウンロードも、インターネットによる検索サービスへの掲載も無料でご利用いただけます。

メリット2【資格】

不動産コンサルティング技能登録者は「不動産特定共同事業法」の「業務管理者」や「不動産投資顧問業者」となる資格の一つとされています！

- 不動産コンサルティング技能登録者は、不動産コンサルティングに関する一定水準以上の知識及び技術を有すると認められることから、上記の法令等において、事業の許可・登録を受けるための人的要件を満たす者とされています。
- 金融商品取引法(平成19年9月30日施行)において、不動産関連特定投資運用業を行う場合の人的要件として、不動産投資顧問業登録規程に定める総合不動産投資顧問業としての登録を受けていることが規定されました。

メリット4【スキルアップ】

「不動産コンサルティング地方協議会」による講習で業務範囲の拡張、スキルアップ！

- 不動産コンサルティング地方協議会では以下の講習を実施しています。これから業務に携わろうとお考えの方も、教育体制が充実しておりますのでご安心ください。
「基礎教育」…不動産コンサルティングに関する基礎的な知識・技能の向上を図るもので、「不動産コンサルティング技能試験」の受験準備にも役立つ講習です。
「専門教育」…技能登録者を対象として実施するもので、業務に係る専門分野ごとのテーマや実例を学ぶ講習です。

★講習を実施する協議会並びに日程は、不動産コンサルティング中央協議会ホームページ
<http://www.fu-consul.jp/>でご確認下さい。

発表会・セミナーなどで業務知識やコンサルティング実例を学ぶことができます！

- (財)不動産流通近代化センターでは、これまで「不動産コンサルティング成功事例発表会」の開催や「成功事例集」を刊行いたしました。また、不動産業務における専門分野を取り上げた「スペシャリティ講座」等の研修会、セミナーを開講しております。今後も登録者の方々のスキルアップに役立つ情報を提供いたします。